

○財務省告示第二十八号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、平成二十二年一月十五日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年一月二十七日

財務大臣 菅 直人

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十七回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。額面金額で千八百六十六億二千六百八十八万円
四	発行額	額面金額で千八百六十六億二千六百八十八万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十二年一月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・四四パーセント
十	初期利子	平成二十二年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは

十一 第二期以後の利子

十二 償還期限
十三 償還金額
十四 払込期日
十五 払込場所
十六 中途換金の取扱い

十七 中途換金の特例

、その翌営業日に支払う（以下
、次号及び第十二号において規
定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.44}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成二十七年一月十五日
平成二十二年一月十五日
額面金額百円につき百円

日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十

四年一月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、

次の算式により算出した金額と
する。

$$\frac{\text{前号による取扱いのほか、個人} \times \frac{80}{100} \times \frac{1}{4}}{\text{昭和三十五年法律第七十三号} \times \frac{1}{4}}$$

（昭和三十五年法律第七十三号
）第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の

受益者を含む。）が、死亡した
ときにはその相続人が又はそ

の居住する市町村（特別区を含
み、地方自治法（昭和二十二年

法律第六十七号）第二百十二年
の第十九条第一項の指定都市にあ

るもの場合、昭和三十二年

つては、当該市又は当該市の区
とす。の区域において、災
害救助法（昭和二十二年法律第
百十八号）による救助の行われ
る災害が発生し、当該災害にか
かったときには当該個人向け国
債を有する者が、平成二十四年
一月十五日前であつても、当該
個人向け国債の中途換金を請求
することができるものとし、そ
の買取金額は、次の区分に応じ、
それぞれの算式により算出した
金額とする。

(一) 平成二十三年七月十五日か
ら平成二十四年一月十五日前
までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (利子に相当する金
額 $\times \frac{80}{100} \times 3$ + 経過利子に相当
する金額)

(二) 平成二十三年一月十五日か
ら平成二十三年七月十五日前
までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (利子に相当する金
額 $\times \frac{80}{100} \times 2$ + 経過利子に相当
する金額)

(三) 平成二十二年七月十五日
から平成二十三年一月十五日
前までの間の場合

十八

元利金支
払場所

日本銀行

す
金
当
る
す
相
当
す
る
に
当
相
当
す
る
子
に
相
当
す
る
に
当
相
当
す
る
利
子
に
相
当
す
る
に
当
相
当
す
る
過
利
子
に
相
当
す
る
に
当
相
当
す
る
+
(
利
子
利
子
に
相
当
す
る
額
+
経
過
利
子
利
子
に
相
当
す
る
額
-
経
過
利
子
利
子
に
相
当
す
る
額
)
+
経
過
利
子
利
子
に
相
当
す
る
額
×
 $\frac{8.0}{100}$
+
経
過
利
子
利
子
に
相
当
す
る
額
)
の
場
合
平
成
二
十
二
年
七
月
十
五
日
前
(四)